

平成27年12月

伊那市議会定例会議案書

平成27年11月30日

平成27年12月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	請負契約の締結について……………	1
議案第2号	新市まちづくり計画（新市建設計画）の変更について……………	2
議案第3号	伊那市過疎地域自立促進計画について……………	3
議案第4号	箕輪町との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の締結について……	4
議案第5号	南箕輪村との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の締結について…	9
議案第6号	市道路線の認定について……………	14
議案第7号	市道路線の変更について……………	15
議案第8号	市道路線の変更について……………	16
議案第9号	市道路線の廃止について……………	17
議案第10号	市道路線の廃止、変更及び認定について……………	18
議案第11号	伊那市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条 例の一部を改正する条例……………	20
議案第12号	伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する 条例の一部を改正する条例……………	24
議案第13号	伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する条例の一部を改正する条例……………	26
議案第14号	伊那市地域自治区条例の一部を改正する条例……………	28
議案第15号	女性プラザ伊那条例を廃止する条例……………	31
議案第16号	伊那市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条 例……………	32
議案第17号	伊那市保育園条例の一部を改正する条例……………	33
議案第18号	伊那市農業委員会に関する条例及び伊那市選挙管理委員会及び議会 等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の一部を改正す る条例……………	35
議案第19号	伊那市農業公園条例の一部を改正する条例……………	37
議案第20号	サンライフ伊那条例を廃止する条例……………	39
議案第21号	伊那市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例……………	40
議案第22号	伊那市防災会議条例の一部を改正する条例……………	41
議案第23号	伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例……………	42

議案第24号	伊那市体育施設条例の一部を改正する条例……………	51
議案第25号	公の施設の指定管理者の指定について……………	53
議案第26号	平成27年度伊那市一般会計第8回補正予算について……………	55
議案第27号	平成27年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第1回補正予 算について……………	56
議案第28号	平成27年度伊那市下水道事業会計第1回補正予算について……………	57

請負契約の締結について

(仮称)手良地域交流センター建設建築工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成18年伊那市条例第47号)第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 (仮称)手良地域交流センター建設建築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札による契約
- 3 契約金額 259,200,000円
(内消費税 19,200,000円)
- 4 契約の相手方 伊那市上牧6474番地
宮下建設株式会社
代表取締役 宮下 金俊

平成27年11月30日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

(仮称)手良地域交流センター建設建築工事請負契約を締結するため、提案するものであります。

新市まちづくり計画（新市建設計画）の変更について

新市まちづくり計画（新市建設計画）を別冊のとおり変更したいので、市町村の合併の特例に関する法律（昭和 40 年法律第 6 号）第 5 条第 7 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 36 号）の施行に伴い、計画期間を 5 年間延長（平成 32 年度まで）するため、提案するものであります。

伊那市過疎地域自立促進計画について

伊那市過疎地域自立促進計画を別冊のとおり策定したいので、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 39 号）の施行に伴い、伊那市過疎地域自立促進計画（平成 28 年度から平成 32 年度まで）を定めるため、提案するものであります。

箕輪町との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の締結について

定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、箕輪町との間において伊那地域定住自立圏形成に関する協定を別紙のとおり締結することについて、伊那市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成27年伊那市条例第32号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成27年11月30日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

箕輪町との間において伊那地域定住自立圏形成に関する協定を締結するため、提案するものであります。

伊那地域定住自立圏形成に関する協定書

伊那市（以下「甲」という。）と箕輪町（以下「乙」という。）は、伊那地域定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、甲を中心市とする伊那地域定住自立圏の形成に関する基本的事項を定めることにより、伊那地域定住自立圏を構成する市町村が相互に連携して必要な生活機能等を確保し、もって定住人口の確保と地域の活性化を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、別表に掲げる取組において、相互に連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第3条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、別表に掲げる役割を分担し、協力して事務の執行に当たるとともに、費用が生じるときは、相互の受益等を勘案し、当該費用を負担するものとする。

2 前項に規定する事務の執行及び費用の負担に関する必要な事項については、必要な都度、甲及び乙が協議して定めることとする。

（協定の変更）

第4条 この協定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを決定するものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

（協定の廃止）

第5条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第6条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 長野県伊那市下新田 3 0 5 0 番地
伊那市
伊那市長 印

乙 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪 1 0 2 9 8 番地
箕輪町
箕輪町長 印

別表（第2条、第3条関係）

1 生活機能の強化

分野	取組の項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
産業振興	担い手の確保	圏域内への移住・定住により産業の担い手確保及び産業の活性化を推進するため、空き家の利活用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページの構築及び運営 ・空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施

2 結びつきやネットワークの強化

分野	取組の項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
地域公共交通	地域公共交通ネットワークの構築	<p>バスによる行政区域間縦断路線（広域キールート）の試験運行を実施する。</p> <p>コミュニティバス（市街地循環路線）の運行ルートの変更及びダイヤの充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運行委託に係るバス事業者との総合調整 ・地域住民への周知及び利用促進 ・住民からの意見要望の取りまとめ及び連携町村との運行内容調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市のバス事業者との調整への協力 ・地域住民への周知及び利用促進 ・住民からの意見要望の取りまとめ及び中心市との運行内容調整

3 圏域マネジメント能力の強化

分野	取組の項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
人材育成・交流促進	合同職員研修	職員の資質向上、政策形成能力の強化、相互の交流等を目的として、連携市町村が合同で職員研修を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・連携町村の意向を踏まえた合同職員研修の企画立案、使用会場の手配、参加者の募集、研修業務委託等 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市の合同職員研修の企画立案への協力、団体内における研修の周知、参加者の選定等

南箕輪村との伊那地域定住自立圏形成に関する協定の締結について

定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日付け総行応第 39 号総務事務次官通知）に基づき、南箕輪村との間において伊那地域定住自立圏形成に関する協定を別紙のとおり締結することについて、伊那市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成 27 年伊那市条例第 32 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 27 年 11 月 30 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

南箕輪村との間において伊那地域定住自立圏形成に関する協定を締結するため、提案するものであります。

伊那地域定住自立圏形成に関する協定書

伊那市（以下「甲」という。）と南箕輪村（以下「乙」という。）は、伊那地域定住自立圏の形成に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）に基づき、甲を中心市とする伊那地域定住自立圏の形成に関する基本的事項を定めることにより、伊那地域定住自立圏を構成する市町村が相互に連携して必要な生活機能等を確保し、もって定住人口の確保と地域の活性化を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的の達成のため、別表に掲げる取組において、相互に連携を図り、共同し、又は補完し合うこととする。

（事務執行に当たっての連携、協力及び費用負担）

第3条 前条に規定する取組を推進するため、甲及び乙は、別表に掲げる役割を分担し、協力して事務の執行に当たるとともに、費用が生じるときは、相互の受益等を勘案し、当該費用を負担するものとする。

2 前項に規定する事務の執行及び費用の負担に関する必要な事項については、必要な都度、甲及び乙が協議して定めることとする。

（協定の変更）

第4条 この協定を変更しようとする場合は、甲及び乙が協議の上これを決定するものとする。この場合において、甲及び乙は、あらかじめ議会の議決を経ることとする。

（協定の廃止）

第5条 甲又は乙は、この協定を廃止しようとする場合は、あらかじめ議会の議決を経た上でその旨を他方に通告するものとする。

2 前項の通告は、書面によって行い、議会の議決書の写しを添付するものとする。

3 この協定は、第1項の規定による通告があった日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

（疑義の解決）

第6条 この協定に関し疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議の上、これを定める。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 長野県伊那市下新田 3 0 5 0 番地
伊那市

伊那市長 印

乙 長野県上伊那郡南箕輪村 4 8 2 5 番地 1
南箕輪村

南箕輪村長 印

別表（第2条、第3条関係）

1 生活機能の強化

分野	取組の項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
産業振興	担い手の確保	圏域内への移住・定住により産業の担い手確保及び産業の活性化を推進するため、空き家の利活用を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページの構築及び運営 ・空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協定及び行政区域内の物件登録並びに利用者登録に係る業務の実施 ・空き家バンクホームページによる行政区域内の物件情報の発信 ・行政区域内の空き家バンク登録促進事業の検討及び実施

2 結びつきやネットワークの強化

分野	取組の項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
地域公共交通	地域公共交通ネットワークの構築	<p>バスによる行政区域間縦断路線（広域キールート）の試験運行を実施する。</p> <p>コミュニティバス（市街地循環路線）の運行ルートの変更及びダイヤの充実を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運行委託に係るバス事業者との総合調整 ・地域住民への周知及び利用促進 ・住民からの意見要望の取りまとめ及び連携町村との運行内容調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市のバス事業者との調整への協力 ・地域住民への周知及び利用促進 ・住民からの意見要望の取りまとめ及び中心市との運行内容調整

3 圏域マネジメント能力の強化

分野	取組の項目	取組の内容	甲の役割	乙の役割
人材育成・交流促進	合同職員研修	職員の資質向上、政策形成能力の強化、相互の交流等を目的として、連携市町村が合同で職員研修を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・連携町村の意向を踏まえた合同職員研修の企画立案、使用会場の手配、参加者の募集、研修業務委託等 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市の合同職員研修の企画立案への協力、団体内における研修の周知、参加者の選定等

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-3356	貝沼西線	富県 4938番先	富県 4992番先		メートル 161.5	メートル 4.0～6.0

平成27年11月30日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、土地改良法（昭和24年法律第195号）の規定に基づき設置された道路であり、市民の日常生活に特に重要であるので、提案するものであります。

市道路線の変更について

下記のとおり市道路線の変更を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

変更路線

路線番号	路線名	区分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
I-3245	榎田1号線	前	富県 3277番先	富県 3266番先		メートル 161.5	メートル 3.0~4.0
		後	富県 3277番先	富県 697番1先		254.1	3.0~4.0

平成27年11月30日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

上記の路線を、県道西伊那線へ接道させるため、提案するものであります。

市道路線の変更について

下記のとおり市道路線の変更を行いたいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

変更路線

路線番号	路線名	区分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
0224	表木堤上線	前	西春近 5895番1先	西春近 9605番先		メートル 1,904.9	メートル 3.6～9.0
		後	西春近 5895番1先	西春近 6678番3先		535.8	4.0～9.0

平成 27 年 11 月 30 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、河川管理用通路を占用して市道として認定していましたが、河川管理用通路と市道を区別するため、提案するものであります。

市道路線の廃止について

下記のとおり市道路線の廃止を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

記

廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
H-4056	寺室女沢線	長谷黒河内 2873番3先	長谷黒河内 2873番25先		メートル 606.0	メートル 1.2~6.5

平成27年11月30日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、道路改良に伴い、路線を廃止するため、提案するものであります。

市道路線の廃止、変更及び認定について

下記のとおり市道路線の廃止、変更及び認定を行いたいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

記

廃止路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-2374	上新田21号線	境 2189番2先	境 2196番2先		メートル 100.2	メートル 2.3~2.6
I-2393	上新田22号線	上新田 2217番2先	境 2081番4先		689.6	3.0~4.4
I-2394	上新田23号線	境 2189番1先	境 2081番2先		530.3	2.2~2.4

変更路線

路線番号	路線名	区 分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
I-2357	上手河原 1号線	前	境 1344番1先	境 2020番6先		メートル 768.4	メートル 2.2~3.4
		後	境 1344番1先	境 1978番1先		614.0	2.2~3.4
I-2358	上手河原 2号線	前	境 482番1先	境 2094番4先		892.1	1.6~4.3
		後	境 482番1先	境 1771番1先		744.3	1.6~4.3

認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I-2519	南河原1号線	上新田 2217番2先	境 8579番先		メートル 261.0	メートル 2.3~5.0
I-2520	南河原2号線	境 8579番先	境 8564番先		160.6	4.0~7.0
I-2521	南河原3号線	境 8562番先	境 8558番先		121.7	4.0~6.0
I-2522	南河原4号線	境 8560番先	境 8530番先		391.6	2.0~4.0
I-2523	南河原5号線	境 2123番7先	境 8557番先		114.3	2.0~3.0
I-2524	南河原6号線	境 8537番3先	境 8546番先		114.4	4.0
I-2525	南河原7号線	境 2214番3先	境 8538番先		674.4	3.0

平成27年11月30日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

上記の路線は、南河原土地改良事業の実施に伴い、関係路線網を整理するため、提案するものであります。

伊那市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例

伊那市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表を次のように改める。

傷病補償年金	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下「平成 24 年一元化法」という。）附則第 41 条第 1 項の規定による障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金（以下単に「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成 24 年一元化法附則第 37 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成 24 年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成 24 年一元化法附則第 61 条第 1 項に規定する給付のうち障害共済年金（以下「平成 24 年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）	0.88
	国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第 87 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧船員保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第 78 条第 1 項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）	0.75
	国民年金等改正法附則第 32 条第 1 項に規定する年金た	0.89

	る給付のうち障害年金（以下「旧国民年金法による障害年金」という。）	
障害補償年金	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.83
	障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
	旧船員保険法による障害年金	0.74
	旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	旧国民年金法による障害年金	0.89
	遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金（以下単に「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。）
	遺族厚生年金等（当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）	0.84
	遺族基礎年金（当該補償の事由となった死亡について遺族厚生年金等又は平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金	0.88
	国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90

附則第5条第2項の表を次のように改める。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が	0.86

支給される場合を除く。)	
障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成24年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88
旧船員保険法による障害年金	0.75
旧厚生年金保険法による障害年金	0.75
旧国民年金法による障害年金	0.89

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の伊那市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年10月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例附則第5条の規定は、新条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 平成24年一元化法第2条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。以下この項において「改正前国共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第345号）第8条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第82条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成24年一元化法附則第36条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前国共済法第89条第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（平成24年一元化法附則第36条第5項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）又は平成24年一元化法第3条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下この項において「改正前地共済法」という。）による職域加算額（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るた

めの厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号。以下この項において「平成27年地共済経過措置政令」という。）第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第87条第2項に規定する公務等による旧職域加算障害給付（改正前地共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものをいう。）又は平成27年地共済経過措置政令第7条第1項の規定により読み替えられた平成24年一元化法附則第60条第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法第99条の2第3項に規定する公務等による旧職域加算遺族給付（改正前地共済法による職域加算額のうち死亡を給付事由とするものをいう。）に係るものに限る。）の受給権者が同一の支給事由により平成24年一元化法第1条の規定による改正後の厚生年金保険法による障害厚生年金若しくは遺族厚生年金、平成24年一元化法附則第41条第1項の規定により国家公務員共済組合連合会（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）第5条の規定による改正後の国家公務員共済組合法第21条第1項に規定する国家公務員共済組合連合会をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金又は平成24年一元化法附則第65条第1項の規定により地方公務員共済組合（平成24年一元化法附則第56条第2項に規定する地方公務員共済組合をいう。）が支給する年金である給付のうち障害共済年金若しくは遺族共済年金の支給を受けるときは、当分の間、新条例附則第5条第1項の規定は、適用しない。

- 4 適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の伊那市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条の規定により支給された年金たる補償及び休業補償は、新条例による年金たる補償及び休業補償の内払とみなす。

平成27年11月30日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）等の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例
の一部を改正する条例

伊那市企業立地の促進等のための固定資産税の課税の特例に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号を次のように改める。

- (3) 地方活力向上区域 地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）第 5 条第 16 項の認定を受けた地域再生を図るための計画に記載されている区域をいう。

第 5 条を次のように改める。

（地方活力向上区域における不均一課税等）

第 5 条 地方活力向上区域内において、地域再生法第 17 条の 2 第 3 項の認定を受けた事業者が、同項の認定を受けた計画に従って、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして地域再生法施行規則（平成 17 年内閣府令第 53 号）第 7 条で定める業務施設（工場を除く。）の用に供するために取得した機械及び装置、建物若しくは構築物又はこれらの敷地である土地に課する固定資産税は、当該固定資産税が課せられることとなった年度から 3 年度分のものに限り、当該固定資産税の税率を伊那市税条例（平成 18 年伊那市条例第 53 号）第 62 条の規定にかかわらず、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する事業 第 1 年度分は課税免除、第 2 年度分は 100 分の 0.35、第 3 年度分は 100 分の 0.70 とする。
- (2) 地域再生法第 17 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する事業 第 1 年度分は課税免除、第 2 年度分は 100 分の 0.467、第 3 年度分は 100 分の 0.934 とする。

第 7 条中「不均一課税」を「不均一課税等」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第 5 条及び第 7 条の規定は、平成 28 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

地域再生法の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 49 号）の施行等に伴い、固定資産税の不均一課税等について規定するとともに、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年伊那市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 3 号を加える。

- (3) 特定個人情報 法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 個人番号利用事務実施者 法第 2 条第 12 項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (5) 情報提供ネットワークシステム 法第 2 条第 14 項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

第 5 条を削る。

第 4 条を第 7 条とし、第 3 条を第 6 条とし、第 2 条の次に次の 3 条を加える。

（市の責務）

第 3 条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

（個人番号の利用範囲）

第 4 条 法第 9 条第 2 項の条例で定める事務は、市長又は教育委員会が行う法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務とする。

2 市長又は教育委員会は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

3 前項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第 5 条 法第 19 条第 9 号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、法別表第 2 の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関に対して、同表の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第 3 欄に掲げる機関が当該特定個人情報を

提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

本則に次の1条を加える。

(委任)

- 第8条 この条例の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
(伊那市印鑑条例の一部改正)
- 2 伊那市印鑑条例(平成18年伊那市条例第60号)の一部を次のように改正する。
第8条の2第1項中「第3条第1号」を「第6条第1号」に改める。

平成27年11月30日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市地域自治区条例の一部を改正する条例

伊那市地域自治区条例（平成 18 年伊那市条例第 230 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「合併前の伊那市」を「市」に改める。

第 2 条の表中

「

西春近地域自治区	西春近の区域
----------	--------

」を

「

西春近地域自治区	西春近の区域
高遠町地域自治区	高遠町の区域
長谷地域自治区	長谷の区域

」に

改める。

第 3 条第 2 項の表を次のように改める。

名称	位置	所管区域
伊那地域自治区事務所	伊那市下新田 3050 番地	伊那地域自治区の区域
富県地域自治区事務所	伊那市富県 6393 番地 1	富県地域自治区の区域
美篤地域自治区事務所	伊那市美篤 4999 番地 1	美篤地域自治区の区域
手良地域自治区事務所	伊那市手良野口 260 番地 1	手良地域自治区の区域
東春近地域自治区事務所	伊那市東春近 1826 番地	東春近地域自治区の区域
西箕輪地域自治区事務所	伊那市西箕輪 4000 番地 8	西箕輪地域自治区の区域
西春近地域自治区事務所	伊那市西春近 5138 番地 1	西春近地域自治区の区域
高遠町地域自治区事務所	伊那市高遠町西高遠 1806 番地	高遠町地域自治区の区域
長谷地域自治区事務所	伊那市長谷溝口 1394 番地	長谷地域自治区の区域

第 4 条第 2 項中「委員」を「構成員（以下「委員」という。）」に改め、同項の表を次のように改める。

地域自治区名	地域協議会の名称	委員の定数
伊那地域自治区	伊那地域協議会	各地域協議会が定める数

富県地域自治区	富県地域協議会
美簗地域自治区	美簗地域協議会
手良地域自治区	手良地域協議会
東春近地域自治区	東春近地域協議会
西箕輪地域自治区	西箕輪地域協議会
西春近地域自治区	西春近地域協議会
高遠町地域自治区	高遠町地域協議会
長谷地域自治区	長谷地域協議会

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 地域協議会は、必要に応じ、小委員会を置くことができる。

第 6 条の見出しを「（委員の委嘱）」に改め、同条中「地域協議会の」を削る。

第 8 条第 1 項中「各 1 人」を削る。

第 9 条第 2 項中「当該地域協議会の」を削り、同条第 5 項を削る。

第 11 条を次のように改める。

（財政上の措置）

- 第 11 条 市は、地域自治区の区域内において地域の活性化のために行われる活動及び地域協議会の運営について支援するため、予算の範囲内において交付金の交付その他の財政上の必要な措置を講ずることができる。

第 13 条中「この条例」を「第 4 条、第 9 条及び第 10 条」に、「市長が別に」を「会長が地域協議会に諮り」に改め、同条に次の 1 項を加え、同条を第 14 条とする。

- 2 この条例に定めるもののほか、地域自治区に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第 12 条の次に次の 1 項を加える。

（委員の報酬）

- 第 13 条 委員には、報酬を支給しない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
（伊那市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正）

2 伊那市特別職の職員の給与等に関する条例（平成18年伊那市条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

地域協議会委員		5,000円
選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に定める額	

」を

「

選挙長	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）に定める額	
-----	---	--

」に

改め、同表備考中「地域協議会委員又は」を削る。

平成27年11月30日提出

伊那市長 白鳥 孝

（提案理由）

高遠町地域自治区及び長谷地域自治区について規定するとともに、所要の改正を行うため、提案するものであります。

女性プラザ伊那条例を廃止する条例

女性プラザ伊那条例（平成 18 年伊那市条例第 68 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 11 月 30 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

女性プラザ伊那を廃止するため、提案するものであります。

伊那市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づく子どものための教育・保育に関する利用者負担額（以下「利用者負担額」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 利用者負担額は、法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する政令で定める額を限度として、市長が別に定める額とする。

(利用者負担額の減免)

第3条 市長は、特に必要があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年11月30日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に伴い、子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定めるため、提案するものであります。

伊那市保育園条例の一部を改正する条例

第1条 伊那市保育園条例（平成18年伊那市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

東春近中央保育園	伊那市東春近935番地	120
----------	-------------	-----

」を

「

東春近中央保育園	伊那市東春近932番地	120
----------	-------------	-----

」に

改める。

第4条第8号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

第2条 伊那市保育園条例の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

東春近中央保育園	伊那市東春近932番地	120
東春近南部保育園	伊那市東春近2087番地3	60

」を

「

東春近保育園	伊那市東春近932番地	150
--------	-------------	-----

」に、

「

高遠第1保育園	伊那市高遠町西高遠532番地	120
高遠第2・第3保育園	伊那市高遠町藤沢2255番地	45
高遠第4保育園	伊那市高遠町下山田1400番地	60

」を

「

高遠保育園	伊那市高遠町西高遠532番地	120
高遠第2・第3保育園	伊那市高遠町藤沢2255番地	45

」に

改める。

第7条を次のように改める。

(保育料)

第7条 保育園に入園している児童の保護者は、保育料を納付しなければならない。

2 前項の保育料の額は、伊那市子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例（平成27年伊那市条例第 号）第2条に定める額とする。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条（第2条の表の改正規定を除く。）の規定 公布の日
- (2) 第1条（第2条の表の改正規定に限る。）の規定 平成28年1月12日
- (3) 第2条の規定 平成28年4月1日

平成27年11月30日提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

保育園の統合等に伴い、所要の改正を行うとともに、保育料に係る規定の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市農業委員会に関する条例及び伊那市選挙管理委員会及び議会等の
要求により出頭した者等に対する実費弁償条例の一部を改正する条例

(伊那市農業委員会に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊那市農業委員会に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 125 号）の一部
を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

(委員の定数)

第 2 条 法第 8 条第 2 項の規定により条例で定める委員会の委員の定数は、24 人
とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第 3 条 法第 18 条第 2 項の規定により条例で定める同法第 17 条第 1 項に規定す
る農地利用最適化推進委員の定数は、10 人以内とする。

第 4 条を削る。

第 5 条中「委員会」を「市長」に改め、同条を第 4 条とする。

(伊那市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁償条
例の一部改正)

第 2 条 伊那市選挙管理委員会及び議会等の要求により出頭した者等に対する実費弁
償条例（平成 18 年伊那市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号中「（農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第
11 条において準用する場合を含む。）」を削り、同条第 9 号中「第 29 条第 1
項」を「第 35 条第 1 項」に、「関係人」を「関係者」に改める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 11 月 30 日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市農業公園条例の一部を改正する条例

伊那市農業公園条例（平成 18 年伊那市条例第 127 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表中

「

	ドッグラン	伊那市西箕輪 3885 番地 1
--	-------	------------------

」を

「

	ドッグラン	伊那市西箕輪 3885 番地 1
交流促進施設	みはらしファーム 交流促進施設	伊那市西箕輪 3416 番地 1

」に

改める。

第 4 条第 3 号の表中

「

	(2) パンづくり体験に関する事。
--	-------------------

」を

「

	(2) パンづくり体験に関する事。
みはらしファーム 交流促進施設	(1) みはらしファームの総合案内に関する事。 (2) 交流促進施設の維持管理及び運営に関する事。

」に

改める。

第 5 条第 1 項の表中

「

ドッグラン	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	年末年始
-------	-----------------------	------

」を

「

ドッグラン	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで	年末年始
みはらしファーム 交流促進施設	午前 9 時から午後 5 時まで	年末年始

」に

改める。

第10条第1項中「ふれあい農園」の次に「又はドッグラン」を加え、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

名称	区分		使用料
ふれあい農園	1区画	4月1日から翌年3月31日まで	6,500円
	2区画目以降1区画につき（同一使用者の場合に限る。）		4,500円
ドッグラン	1頭	4月1日から翌年3月31日まで	12,000円
		1回につき	300円
	2頭目以降1頭につき（同一使用者の場合に限る。）	4月1日から翌年3月31日まで	6,000円
		1回につき	100円

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年11月30日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

みはらしファーム交流促進施設を設置するとともに、ドッグランの有料化に伴う使用料の規定を追加するため、提案するものであります。

サンライフ伊那条例を廃止する条例

サンライフ伊那条例（平成 18 年伊那市条例第 141 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 11 月 30 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

サンライフ伊那を廃止するため、提案するものであります。

伊那市勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

伊那市勤労青少年ホーム条例（平成 18 年伊那市条例第 142 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 27 年 11 月 30 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那市勤労青少年ホームを廃止するため、提案するものであります。

伊那市防災会議条例の一部を改正する条例

伊那市防災会議条例（平成 18 年伊那市条例第 161 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「組織」の次に「に関し必要な事項」を加える。

第 2 条第 4 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 水防計画その他水防に関する重要事項を調査審議すること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（伊那市水防協議会条例の廃止）

2 伊那市水防協議会条例（平成 18 年伊那市条例第 169 号）は、廃止する。

平成 27 年 11 月 30 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

伊那市水防協議会を廃止し、水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議を伊那市防災会議の所掌事務とするため、提案するものであります。

伊那市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊那市消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年伊那市条例第 167 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金 （第 18 条の 2 に規定する公務 上の災害に係る ものを除く。）	厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号） による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元 化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改 正する法律（平成 24 年法律第 63 号。以下こ の表及び次項の表において「平成 24 年一元化 法」という。）附則第 41 条第 1 項の規定によ る障害共済年金若しくは平成 24 年一元化法附 則第 65 条第 1 項の規定による障害共済年金 （以下「障害厚生年金等」という。）及び国民 年金法（昭和 34 年法律第 141 号）による障 害基礎年金（同法第 30 条の 4 の規定による障 害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び 第 5 項の表において「障害基礎年金」とい う。）	0.73
2 傷病補償年金 （第 18 条の 2 に規定する公務 上の災害に係る ものに限る。）	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82 （第 1 級 又は第 2 級の傷病 等級に該 当する障 害に係る 傷病補償 年金にあ っては、 0.81）
3 障害補償年金 （第 18 条の 2	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73

に規定する公務上の災害に係るものを除く。)		
4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.82 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、0.81)
5 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金 (以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。)及び国民年金法による遺族基礎年金(国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。)附則第28条第1項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。)	0.80
6 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	遺族厚生年金等及び遺族基礎年金	0.87

附則第5条第2項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係る)	1 障害厚生年金等	0.86
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済	0.88

<p>ものを除く。)</p>	<p>年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第2条第1項第2号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第5項の表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</p>	
<p>2 傷病補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>1 障害厚生年金等</p>	<p>0.91 （第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.90）</p>
	<p>2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>0.92 （第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.91）</p>
<p>3 障害補償年金 （第18条の2に規定する公務上の災害に係る</p>	<p>1 障害厚生年金等</p>	<p>0.83</p>
	<p>2 障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場</p>	<p>0.88</p>

ものを除く。)	合を除く。)	
4 障害補償年金 (第18条の2 に規定する公務 上の災害に係る ものに限る。)	1 障害厚生年金等	0.89 (第1級 又は第2 級の障害 等級に該 当する障 害に係る 障害補償 年金にあ っては、 0.88)
	2 障害基礎年金(当該損害補償の事由となつた障害について平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。)	0.92 (第1級 の障害等 級に該当 する障害 に係る障 害補償年 金にあつ ては、 0.91)
5 遺族補償年金 (第18条の2 に規定する公務 上の災害に係る ものを除く。)	1 遺族厚生年金等	0.84
	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金(以下この表において「平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。)が支給される場合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	0.88
6 遺族補償年金 (第18条の2 に規定する公務 上の災害に係る	1 遺族厚生年金等	0.89
	2 遺族基礎年金(当該損害補償の事由となつた死亡について平成24年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場	0.92

ものに限る。)	合を除く。)又は国民年金法による寡婦年金	
---------	----------------------	--

附則第5条第3項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の2が支給される」を「法律による年金たる給付の数が2である」に、「、当該年金たる給付」を「、当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

1 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。)	0.75
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。)	0.75
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち障害年金(以下この表及び第6項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。)	0.89
2 傷病補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 0.82)

	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、0.92)
3 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.74
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.74
	3 旧国民年金法による障害年金	0.89
4 障害補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	1 旧船員保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.81、第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては0.82)
	2 旧厚生年金保険法による障害年金	0.83 (第1級の障害等

		級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては 0.81、 第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては 0.82)
	3 旧国民年金法による障害年金	0.93 (第1級又は第2級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあっては、 0.92)
5 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.80
	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.90
6 遺族補償年金 (第18条の2に規定する公務上の災害に係る)	1 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87
	2 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金	0.87

ものに限る。)	3 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金	0.93
---------	--	------

附則第5条第4項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の次に「法律による」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	0.73
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
障害基礎年金（当該損害補償の事由となった障害について障害厚生年金等又は平成24年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	0.88

附則第5条第6項中「この条例の規定にかかわらず、この条例」を「第8条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の左欄に掲げる」の次に「当該」を加え、「がこの条例の規定による」を「が当該」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の伊那市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成27年10月1日から適用する。

（経過措置）

2 新条例附則第5条の規定は、新条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

3 改正前の伊那市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）附則第5条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適

用を受ける者に支給された旧条例の規定に基づく年金たる損害補償及び休業補償は、新条例による年金たる損害補償及び休業補償の内払とみなす。

平成 27 年 11 月 30 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

(提案理由)

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 63 号)等の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市体育施設条例の一部を改正する条例

伊那市体育施設条例（平成18年伊那市条例第193号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号の表中

「

サンライフ北庭球場	伊那市西春近2540番地
サンビレッジ庭球場	伊那市西箕輪3940番地2

」を

「

サンビレッジ庭球場	伊那市西箕輪3940番地2
-----------	---------------

」に

改め、同条第11号を削る。

別表第1中

「

サンライフ北庭球場	1月4日から12月28日まで（毎週月曜日及び休日（休日が月曜日に当たるときはその翌日）を除く。）	午前8時30分から午後5時まで
サンビレッジ庭球場	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後9時30分まで

」を

「

サンビレッジ庭球場	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後9時30分まで
-----------	----------------	--------------------

」に、

「

伊那西スケート場	12月1日から翌年2月20日（1月1日を除く。）まで	午前6時から午後9時まで
ウエストスポーツパーク管理センター	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後9時30分まで

」を

「

伊那西スケート場	12月1日から翌年2月 20日（1月1日を除 く。）まで	午前6時から午後9 時まで
----------	------------------------------------	------------------

」に

改める。

別表第2第11項各号列記以外の部分中「、サンライフ北庭球場」を削り、同項第1号中備考3を削り、同表第29項を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成27年11月30日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

サンライフ北庭球場及びウエストスポーツパーク管理センターを廃止するため、提案するものであります。

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 日帰り温泉施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
羽広温泉 みはらしの湯	伊那市観光株式会社	平成28年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで
高遠温泉 さくらの湯	伊那市観光株式会社	平成28年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで

2 保養センター

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
羽広荘	伊那市観光株式会社	平成28年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで
高遠さくらホテル	伊那市観光株式会社	平成28年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで
仙流荘	伊那市観光株式会社	平成28年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで
入野谷	伊那市観光株式会社	平成28年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで

3 温泉の自動給湯施設

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
羽広温泉スタンド	伊那市観光株式会社	平成28年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで
高遠温泉スタンド	伊那市観光株式会社	平成28年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで

4 山荘

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
西駒山荘	伊那市観光株式会社	平成28年 4月 1日から

		平成33年 3月31日まで
北沢峠 こもれび山荘	伊那市観光株式会社	平成28年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで
仙丈小屋	伊那市観光株式会社	平成28年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで
藪沢小屋	伊那市観光株式会社	平成28年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで
塩見小屋	伊那市観光株式会社	平成28年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで

5 みはらしファーム

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
みはらしファーム交流促進 施設	はびろ農業公園管理組合	平成28年 4月 1日から 平成31年 3月31日まで

6 マレットゴルフ場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
マレットパークはびろ	伊那市観光株式会社	平成28年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで

7 体育館

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
伊那里体育館	伊那市観光株式会社	平成28年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで

8 パターゴルフ場

施設 の 名 称	指定管理者の名称	指 定 の 期 間
高遠グリーンパーク	伊那市観光株式会社	平成28年 4月 1日から 平成33年 3月31日まで

平成27年11月30日提出

伊那市長 白鳥 孝

(提案理由)

公の施設の管理を行う指定管理者を指定するため、提案するものであります。

平成 27 年度伊那市一般会計第 8 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度伊那市一般会計第 8 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 27 年 11 月 30 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 27 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 1 回補正予算に
ついて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 27
年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出す
る。

平成 27 年 11 月 30 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

平成 27 年度伊那市下水道事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、平成 27 年度伊那市下水道事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

平成 27 年 11 月 30 日提出

伊那市長 白 鳥 孝